



オムスワはOkayama Medical Social Worker Association の頭文字の略語です。

岡山県医療ソーシャルワーカー協会事務局：重井医学研究所附属病院内 岡山市南区山田 2117

<http://omswa.org/>

新緑がきれいな季節がやってきました。
リフレッシュしながら頑張りましょう！！



2019 年度社員定期総会と第 1 回研修会のご案内

日 時：2019年5月19日（日）13時00分～15時30分

場 所：倉敷中央病院 大原記念ホール

日 程：(1) 一般社団法人岡山県医療ソーシャルワーカー協会社員定期総会

13時00分～13時45分

(2) 第1回研修会 13時50分～15時30分

講演 「災害ソーシャルワークにつながる日々のソーシャルワーク実践」

講師 WITH 医療福祉研究所 佐原まち子氏

A 会員の方は先日お送りしました総会案内の出欠票を5月7日（火）までに事務局へ返送下さい。

B 会員の方で研修会に参加ご希望の方は5月15日（水）までに事務局にFAXでお申し込み下さい。

(FAX 086-282-4447)



研修会参加者の感想

MSW 基礎コースの3年研修を終えて

3年前大学を卒業したばかりだった私の知識は大学の教科書で学んだ知識だけでした。そのため実際に患者さんやご家族と関わっても情報収集やアセスメント等すべてにおいて不十分なことが多かったと思います。

基礎研修では障害年金や生活保護等の講義から制度を学ぶことができ、事例検討やロールプレイ等からは面接技術を学ぶことができました。グループワークでは他の方の意見を知ることができ、自分の中で考え方の幅を広げることが出来たように思いました。また自分だけではなく同期のみんなも同じような悩みを抱えていることも分かり、みんなで共有し相談しあうことで解決への選択肢を増やすことができました。

これからの業務の中でも悩むことや壁にぶつかることは多々あると思いますが、この3年間の研修で学んできたことを基礎に今後もさまざまな知識を身に付けていきたいと思っています。

梶木病院 柚木 理恵



協会ホームページについて

随時ホームページにて情報を発信していきたいと準備中です。
ご要望等ありましたらホームページのお問い合わせフォームをご利用ください。



会員専用掲示板パスワードは変更していませんので、再度ご確認ください。

ホームページでは掲載しません。必要な方は事務局までお問い合わせください。



会費納入のお願い

2019年度の会費納入をよろしくお願いいたします。
4月号のオムスワに同封している郵便振替用紙、または郵便局にある振込用紙に下記内容を記載したうえで、総会までに納入をよろしくお願いいたします。

- ★ 口座番号 01260-1-12282
- ★ 加入者名 岡山県医療ソーシャルワーカー協会
- ★ 振込人 ○○病院 岡山O子 (所属名を必ず記入してください)

会費振込みについてご不明な点がございましたら、財務担当 水島中央病院 若林までご連絡ください。
水島中央病院 TEL 086-444-3311



事務局からのお知らせ

以下の会員情報はホームページでは掲載しません

会員の動き

【入会A会員】

【異動】

【退会A会員】

☆ 今月の担当は、山本（河田病院）、井上（つばさクリニック岡山）、高瀬（岡山医療センター）でした。
6月の担当は、和田（岡山ろうさい病院）、森川（岡山西大寺病院）、櫻井（心臓病センター榊原病院）です。

尚、原稿を依頼される場合は、森川（岡山西大寺病院）のメールアドレスまでお送り下さい。

締め切り 5月20日（月）必着 森川 med-renkei@saidaiji-hp.or.jp

介護保険サービス利用時の負担割合について

介護保険サービスを利用した場合、かかった費用の1割～3割をサービス事業者に支払います。

※これまで利用者負担は1割か2割でしたが、2018年8月より一定以上の所得がある方（65歳以上）は3割になりました。

◎利用者負担が3割になる方

本人の合計所得金額が220万円以上で、同一世帯の第1号被保険者（65歳以上の方）の年金収入＋年金以外の合計所得金額が単身世帯で340万円以上、2人以上世帯463万円以上の方。

【Q. 2割負担から3割負担になると、月々の負担が1.5倍になるのでしょうか？】

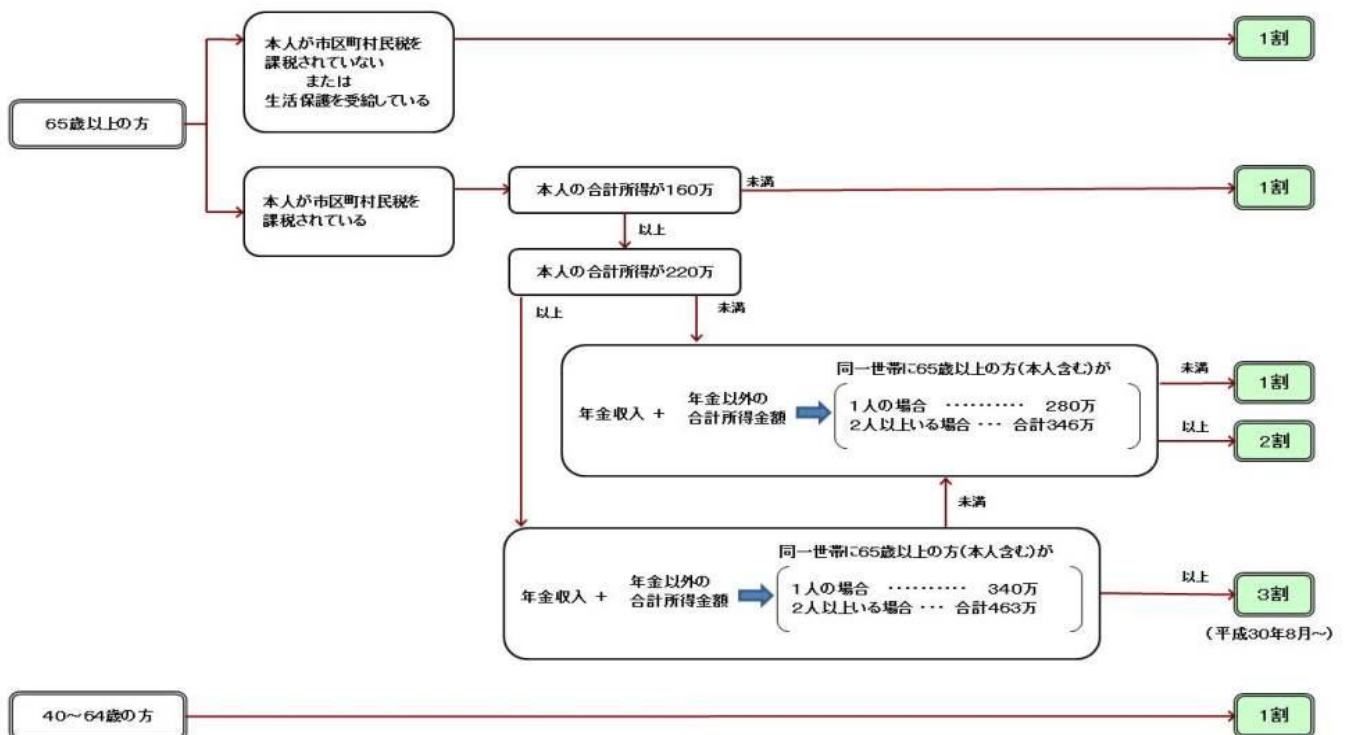
原則として1.5倍になります。ただし、月額44,400円の負担上限があり、上限額を超えた分は申請により高額介護サービス費が支給されるので、すべての人の負担が1.5倍になるわけではありません。

◎利用者負担が2割になる方

本人の合計所得金額が160万円以上で、同一世帯の第1号被保険者（65歳以上の方）の年金収入＋年金以外の合計所得金額が単身世帯で280万円以上、2人以上世帯346万円以上の方。

※2018年8月からは、上記の要件を満たす方のうち、3割負担の基準に該当しない方

利用者負担の判定の流れ



※負担割合判定で用いる「合計所得金額」とは、地方税法上の合計所得金額（収入から公的年金等控除等の必要経費に相当する額を差し引いたもので、扶養控除や医療費控除などの所得控除をする前の額）のことで、
なお、2018年8月からは、土地・建物等の譲渡所得に係る特別控除額がある場合は、合計所得控除から特別控除額を控除した額を用います。

※「世帯」とは住民基本台帳上の世帯をさします。

【岡山市介護保険課HPより抜粋】